# 第17回 総会議事録

- 1 開催の日時 平成30年11月26日(月)午後2時00分~午後3時00分
- 2 開催の場所 松江市役所 本館西棟5階 「防災センター」
- 3 議事日程

#### 議事録署名委員の指名について

議 第100号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第101号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第102号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第103号 非農地確認について

議 第104号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第33号 会長専決処分の報告

報告第34号 事務局長専決処分の報告

# 4 出席委員(18名) 欠席委員(0名)

1番 宮廻 彰夫(出) 2番 冨士本 数彦(出) 3番 高橋 裕典(出)

4番 青砥 芳美(出) 5番 磯部 美津子(出) 6番 勝田 達雄(出)

8番 永江 りえ(出) 9番 矢野 秀行(出) 10番 清水 秋廣(出)

11番 足立 裕子(出) 12番 吉岡 雅裕(出) 13番 槇原 篤(出)

14番 渡部 文明(出) 15番 吉岡 幸雄(出) 16番 岸本 定朝(出)

17番 浅野 真治(出) 18番 古藤 一郎(出) 19番 三 島 進(出)

## 5 事務局職員出席者

### 農業委員会

事務局長 豊島 耕 農地係副主任 成瀬 夏希

農地係長 浅野 剛志 農地係副主任 高尾 祥和

農地係主幹 大田 和孝 農地係主事 伊藤 謙

農地係主任 野津 慎一

## 6 会議内容

議 長 (三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第17回松江市農業委員会総会を開会します。

最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届はございません。

現に在任する委員の数、18名のうち、18人の出席となっております。過半数を 超えていますので、本総会が成立していることを報告します。

次に、本日の議事録署名委員を指名します。15番の吉岡幸雄委員、16番の岸本 定朝委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の成瀬副主任と伊藤主 事にお願いします。

事 務 局

それでは、議事に入る前に、事務局から話があるようです。事務局、お願いします。はい、たいへん申し訳ございませんが、議案の差し替えをさせていただきたいと思います。送付しています議案については、そのなかで、議第102号ですが、8から10ページの後に、賃借権設定と使用貸借権設定の部分が落丁していました。また、議第104号の農用地利用集積計画の決定についてですが、多くの訂正箇所がございました。

つきましては、本日の審議においては、お手元に配置しています、表紙の右下に当日配付と記載していますものに差し替えさせていただき、こちらをご覧願いたいと思います。また、既に送付しているものは、お帰りの際、机に残しておいていただきまして、後で、事務局にて回収したいと思います。よろしくお願いします。

議 長

事務局から説明がありました。訂正がありましたので、本日、机においてある議案 をご覧いただきたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。

議第100号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、議第100号の上程に入りたいと思います。

なお、議第100号の50番から53番までの案件については、16番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思います。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思います。

事務局から、農業委員会法第31条の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。

ついては、議第100号の50番から53番までの案件について、先議したいと思います。

そうしますと、農業委員会法第31条第1項の規定により、16番委員は、これらの議事の間、退室願います。

(16番委員退室)

議 長

それでは、議第100号の50番から53番までの案件について、事務局より説明願います。

事 務 局

### (議案朗読)

それでは、議第100号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明します。 お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。

それでは、まず 50 番から 53 番についてご説明します。 50 番と 51 番が賃借権の設定、 52 番と 53 番が使用貸借による権利の設定です。

初めに、50番の案件についてご説明します。申請は、東出雲町出雲郷の田1筆を

賃貸借されるものです。貸出人はご覧のとおりです。貸出理由は、借受人に耕作等維持管理を委ねるためです。借受人はご覧のとおりです。借受理由は、貸出人の要望によるものです。借受ける法人は、トラクター、コンバイン、田植え機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稲を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、51番の案件についてご説明します。申請は、東出雲町出雲郷の田2筆を賃貸借されるものです。貸出人はご覧のとおりです。貸出理由は、借受人に耕作等維持管理を委ねるためです。借受人はご覧のとおりです。借受理由は、貸出人の要望によるものです。借受ける法人は、トラクター、コンバイン、田植え機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稲を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、52番の案件についてご説明します。申請は、東出雲町出雲郷の田1筆を使用貸借されるものです。貸出人はご覧のとおりです。貸出理由は、借受人に耕作等維持管理を委ねるためです。借受人はご覧のとおりです。借受理由は、貸出人の要望によるものです。借受ける法人は、トラクター、コンバイン、田植え機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稲を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に、53番の案件についてご説明します。申請は、東出雲町出雲郷の田2筆を使用貸借されるものです。貸出人はご覧のとおりです。貸出理由は、借受人に耕作等維持管理を委ねるためです。借受人はご覧のとおりです。借受理由は、貸出人の要望によるものです。借受ける法人は、トラクター、コンバイン、田植え機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稲を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないもの と認められます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

3番委員です。11月16日に朝から現地調査を行いました。先ほど説明にあった 東出雲町の案件でございますが、市街化区域の中で農業には不向きなところもありま すが、いずれの案件も1班では許可相当であると判断いたしました。

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現 地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

ほかにございませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、採決いたします。

議第100号の50番から53番までの案件について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしということですので、議第100号の50番から53番までの案件については、原案のとおり許可することに決します。

それでは、16番委員の除斥を解きます。

(16番委員入室)

長 それでは、議第100号のうち、50番から53番までの案件以外について、審議

3

議

番

3

長

委

員

長

議長

-74-

議 長

时发

議

議

. . .

議

戈

したいと思います。それでは、事務局より説明願います。

事 務 局

#### (議案朗読)

それでは、先議した案件を除いた43番から49番についてご説明いたします。43番から49番は、いずれも所有権移転の案件です。

それでは先ず、43番の案件からご説明します。なお、説明資料の斜線部分は譲受人の経営地で、斜線部分の真ん中を通る黒い線が申請地です。申請は、西尾町の田1筆を市有財産付替申請により譲渡されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲受人はご覧のとおりです。譲渡理由、譲受理由ともに、市有財産付替申請によるものです。譲受人の世帯は、トラクター、コンバイン、田植え機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稲と裏作として、かぶを栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

なお、市有財産付替申請とは、松江市が管理している「法定外公共物」一般的には 赤道・青線と言われる土地の用途廃止を行い代替財産と機能交換を行う申請です。こ の所管は都市整備部の管理課です。当該地は水路(青線)でしたが、だんだん道路の 西尾インター付近の県道整備により、変形となった隣接農地の区画を整形させるため に土地交換を行うものです。土地交換のため、水路(青線)に地番を付ける登記をし た際に地目を「田」としたため、この度3条申請を行うものです。当該地は、現況が 農地となっており周囲と一体化しております。

次に、44番の案件についてご説明します。こちらも先ほどの案件と同様に説明資料の斜線部分は譲受人の経営地で、斜線部分の真ん中を通る黒い線が申請地です。申請は、西尾町の田1筆を市有財産付替申請により譲渡されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由、譲受理由ともに、市有財産付替申請によるものです。譲受人の世帯は、トラクター、コンバイン、田植え機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稲を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。こちらの案件も先ほどの43番と同様の経緯です。

次に、45番の案件についてご説明します。申請は、東持田町の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人の要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、申請地の近くに自宅があり耕作に便利なためです。譲受人の世帯は、トラクター、田植え機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、46番の案件についてご説明します。申請は、新庄町の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人の要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、圃場整備予定区域内の果樹を移植するためです。譲受人の世帯は、トラクター、コンバイン、田植え機、ミニショベル等の農業用機械を所有されております。取得後は、移植したブルーベリーを栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、47番の案件についてご説明します。申請は、東出雲町揖屋の田1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人の要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、借入地を自作地として取得するためです。譲受人の世帯は、トラクター、コンバイン、田植え機等の農業用機械を所有されております。取得後は、引き続き水稲を栽培されます。第3条第2項の要件等につ

きましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、48番の案件についてご説明します。申請は、八東町波入の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人の要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、申請地が自宅から近く耕作に便利なためです。譲受人の世帯は、トラクター等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、49番の案件についてご説明します。申請は、八東町馬渡の田2筆と八東町 波入、遅江、亀尻の畑4筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲受 人はご覧のとおりです。譲渡理由、譲受理由ともに家庭の事情によるものです。譲受 人の世帯は、トラクター、動力噴霧器等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稲と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないもの と認められます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

3番委員です。11月16日に現地調査を行いました。43番、44番につきましては、きれいに管理されておりました。45番、49番につきましては、畑には不向きなところも見受けられましたが、適正に管理していくよう事務局から指導することとしています。46番は、ブルーベリーを栽培するということでございますが現在田んぼですので、形状変更の指導を事務局からすることとしています。47番、48番はきれいに管理されておりました。以上でございますが、いずれの案件も1班全員で許可相当であると判断いたしました。

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現 地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

18番委員です。46番の案件ですが申請地は高潮になる危険がありますが大丈夫でしょうか。

46番の案件ですが、先ほどの3番委員の現地調査の説明でもあるとおり事務局から形状変更するようにとの指導があるとのことです。

ほかにございませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、採決いたします。

議第100号のうち、50番から53番までの案件以外について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしということですので、議第100号のうち、50番から53番までの案件以外については、原案のとおり許可することに決します。

次に、議第101号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程 します。事務局の説明をお願いします。

4条の26番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東 出雲町下意東の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農 業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種

議長

委

3

議 長

1 8 番 委 員

議 長

議

議

長

長

(議案朗読)

事 務 局

農地と判断いたしました。転用目的は駐車場です。転用面積は101㎡、所要面積も同様の101㎡です。事業計画ですが、自宅隣の申請地を造成し、駐車場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程しました4条1件につきましては、農地法第4条第2項の規定による不 許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

それでは現地調査班からの報告をお願いします。

3番委員です。11月16日に現地調査をおこないました。26番については駐車場がないということで申請が出ておりますが、この場所は車の回転にも困る場所であり1班としましては許可相当であると判断いたしました。

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現 地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

ほかにございませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、採決いたします。

本案件は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第101 号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしということですので、議第101号は、原案のとおり許可することに決します。

次に、議第102号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程 します。事務局の説明をお願いします。

務 局 (議案朗読)

長

5条の73番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西尾町の1筆です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は第2種農地と判断しました。転用目的は進入路用道路です。転用面積、所要面積ともに375㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが申請地を造成し、建設予定の太陽光発電施設までの進入路として幅員約4m、延長約9mを整備して使用するものです。その他詳細・資金計画については記載のとおりです。

5条74番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東津田町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。転用目的は個人住宅です。転用面積は495㎡、所要面積も同様の495㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、現在の自宅が老朽化したため、緩和区域内の申請地を造成して個人住宅を建築、移転するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条の75番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は佐草町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。転用目的は分家住宅です。転用面積は268㎡、所要面積も同様の268㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成して分家住宅を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条の76番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用

6

議長

員

3 番 委

議 長

----

議長

議長

議

事 務 局

場所は玉湯町林の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。転用目的は資材置場です。転用面積は143㎡、所要面積も同様の143㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を、申請者が営む内装・家具業の資材置場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条の77番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町東来待の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他区域です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。転用目的は駐車場、木戸道拡張です。転用面積は110㎡、所要面積も同様の110㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、駐車場を整備するとともに、自宅への木戸道を拡張するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条の78番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町東来待の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他区域です。農地区分は第2種農地と判断いたしました。転用目的は駐車場です。転用面積は256㎡、所要面積も同様の256㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請者の自宅の隣接地である申請地を、駐車場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条の79番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町西来待の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他区域です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。転用目的は個人住宅です。転用面積は673㎡、所要面積も同様の673㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地に個人住宅を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

なお、この申請地については、昨年の9月に個人住宅を建築する目的で別の方に5 条の転用許可を行っていましたが、計画が中止となったことから、今年の6月に転用 許可を取り消しており、この度今回の申請者から改めて転用申請が提出されたもので す。

5条の80番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町波入の1筆です。都市計画区分は都市計画区域外です。農地区分は第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整は5月21日に農振除外の決定済みです。転用目的は墓地です。転用面積、所要面積ともに8.98㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、墓地を移設するものです。その他詳細・資金計画については記載のとおりです。

5条の81番です。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は八東町波入の2筆です。都市計画区分は都市計画区域外です。農地区分は第2種農地と判断しました。転用目的は駐車場です。転用面積、所要面積は、ともに961㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画でございますが、申請地の一部に事業用車両2台をすでに駐車して使用していたものであり、始末書が提出され追認案件となります。この度の転用申請につきましては、保有する事業用トラックの駐車場が不足しているため、申請地全体を転用し駐車場として利用するものです。駐車面積は961㎡、駐車台数はトラック7台、従業員車両5台分となります。事業の詳細・資金計画につきましては記載のとおりです。

5条の82番です。借人、貸人はご覧のとおりです。借人と貸人は親子関係となり

ます。転用場所は古曽志町の1筆です。都市計画区分は農用地区域内農地です。土地利用計画との調整は7月13日に農振用途変更済みです。転用目的は農業用施設用地です。許可該当条項は農地法第5条第2項のただし書きによるものです。転用面積、所要面積ともに4004㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが申請地に平成27年4月頃に農業用ハウス2棟を設置していたもので、顛末書が提出され追認案件となります。この度の転用申請につきましては、業務拡大のため新たに申請地に農業用施設を整備するものです。

事業の詳細につきましては、肥料庫用ハウス1棟、農薬庫用ハウス1棟、洗い場用ハウス1棟、機械置場用ハウス2棟を設置し、あわせて通路、回転場、管理スペースを整備するものです。その他資金計画等につきましては記載のとおりです。

以上、上程しました5条10件につきましては、農地法第5条第2項の規定による 不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

それでは現地調査班からの報告をお願いします。

3番委員です。11月16日に80番と81番以外の案件はすべて現地調査を行っております。5条につきましては事務局からの説明がありました通りで、1班として問題があると判断した場所はございませんでした。82番ですが畑としての利用されていない部分もございましたが許可相当であると判断いたしました

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現 地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

6番委員です。80番の案件ですが、墓地への進入路はどこにあるのですか。 周囲が墓地となっており進入路はすでに整備されておりそれを利用します。 ほかにございませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、採決いたします。 はじめに、本案件のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である番号82番

はじめに、本案件のうち、島根県農業会議からの意見聴取か不要である番号82番以外の案件について採決いたします。

議第102号のうち、番号82番以外の案件について、原案のとおり許可すること にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしということですので、議第102号のうち、番号82番以外の案件については、原案のとおり許可することに決します。

次に、本案件のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる番号82番について、採決いたします。

議第102号の番号82番は、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしということですので、議第102号の番号82番は、原案のとおり許可相当であると確認することに決します。

次に、議第103号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

今月の、非農地証明願についてご説明いたします。議案と「非農地確認について」 の説明資料を併せご覧ください。今月の非農地証明願は1件1筆です。

議長

3 番 委 員

議 長

6番委員事務局

議長

議長

長

長

(議案朗読)

議

議

事 務 局

それでは、番号14番について説明します。土地の所在は、東出雲町上意東の都市計画区域外、農用地区域の畑1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、国道9号線から県道324号線を南に約3キロ進んだ地点を左折し細い道を南東に200メートルほど進んだ地点の南西に位置しており、昭和45年ごろから、耕作に不便、労力不足などにより耕作放棄されており現在は、農地の形は崩れて、急斜面となっており農地への再生は困難な状況です。現地確認委員は、富士本数彦農業委員です。

以上、ご報告しましたとおり、いずれも当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。説明は以上です。

議 長

それでは、現地確認を行った農業委員からの報告をお願いします。 2 番委員から、報告をお願いします。

2 番 委 員

2番委員です。11月5日に申請人と事務局と私の4名で確認を行いました。申請 地は斜面となっており耕作に利用するには不可能ということで非農地であると確認い たしました。

議 長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの事務局からの説明 と、農業委員の現地確認報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決します。議第103号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第103号は原案のとおり確認することに決します

次に議第104号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。 事務局より、説明願います。

事 務 局

#### (議案朗読)

それでは議104号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のご説明をいた します。

始めに農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。所1は、川津地区、田13筆・畑1筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。売買価格については、お手元の議案のとおりです。

続いて所 2 は、東出雲地区、田 1 筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、 労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模拡大のため買いた いとの要望があったため、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。 売買価格については、お手元の議案のとおりです。

続いて所3は、八東地区、畑1筆の贈与による所有権移転です。譲渡人は、労力不 足により譲りたいとの要望があり、譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けたいとの 要望があったため、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。贈与の ため、対価の支払いはありません。 続いて農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。まず利1から利2は持田地区の更新案件です。利3は竹矢地区の更新案件です。利4から利5は大庭地区の新規案件です。利6から利7は鹿島地区の案件で、このうち利6が新規の案件です。利8は島根地区の更新案件です。利9から利16は東出雲地区の案件で、このうち利10は利用権移転の案件で、利13が新規の案件です。利17は宍道地区の新規案件です。

以上、今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田35,325㎡、畑11,858㎡、合計面積47,183㎡となります。

続きまして、利用集積計画の転貸契約についてご説明します。始めに転1から転9は大庭地区の機構転貸の案件で、このうち転9が新規の案件です。転10は大庭地区の更新案件で、機構の転貸です。転11から転34は東出雲地区の機構転貸の案件で、このうち転22の一部が新規の案件です。転35から転36は竹矢地区と東出雲地区の更新案件で、機構の転貸です。転37は竹矢地区と大庭地区と東出雲地区の更新案件で、機構の転貸です。転38は東出雲地区の更新案件で、機構の転貸です。転39から転42は竹矢地区と東出雲地区の更新案件で機構の転貸です。転43は大庭地区と東出雲地区の更新案件で、機構の転貸です。転43は大庭地区と東出雲地区の更新案件で、機構の転貸です。転44から転49は竹矢地区と東出雲地区の更新案件で、機構の転貸です。転50は東出雲地区の新規案件で、松江市の転貸です。

以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田324,010㎡、 畑415㎡、合計面積324,425㎡となります。以上で説明を終わります。

説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、 ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

ほかにございませんか。

議

議

議

議

事

議

務

長

長

長

局

長

(なしの声)

ないようでございますので、採決いたします。議第104号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

長 ご異議なしということですので、議第104号については、原案のとおり決定する ことに決します。

次に、報告に入ります。報告第33号「会長専決処分の報告」、報告第34号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

(報告)

報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。

以上で議事を終了しましたので、第17回松江市農業委員会総会を閉会いたします。